

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の  
施行期日を定める政令案要綱

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 13 号）のうち、外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこと等に係る規定の施行期日は、平成 31 年 3 月 17 日とする。